

令和2年6月15日

各学校体育施設開放事業運営委員会  
委員長様

淀川区役所  
教育支援担当課長  
井上 徳久

新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる  
学校体育施設開放事業の対応について（依頼）

平素は、学校体育施設開放事業の運営にご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。  
さて、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、標記事業につきまして実施を控えていただいているところですが、今後の事業実施について、下記のとおりの取り扱いとなりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているため、今後変更した対応をお願いする場合もございますが、ご了承いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

記

- 令和2年8月24日（月）まで実施を中止してください。  
内容：体育施設の利用、運営委員会等の会議及び利用調整会の開催（※1）等、活動の一切

- ※1 会議等については、学校以外の施設を利用していただくか、メール等を利用して参加者が直接接触しない方法で実施することは可能です。
- ※2 2学期より再開予定としておりますが、再開にあたってのガイドラインを作成し、お知らせする予定です。

参考資料

- 地域活動を実施される皆様へ
  - 地域活動等の判断基準
  - チェックリスト
- ※ 参考資料は、市民協働課より各連合振興町会及び各地域活動協議会へお伝えしているものです。

担当者  
大阪市淀川区役所 市民協働課（澤田・上田）  
〒532-8501 大阪市淀川区十三東2-3-3  
電話：06-6308-9415 FAX：06-6885-0535